

第5期小林市障がい者計画

《令和7年度～令和11年度》

概要版



令和7年3月

小 林 市

I 小林市障がい者計画とは

1 計画の根拠

本計画は「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」として位置づけられるもので、本市の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を定めたものです。

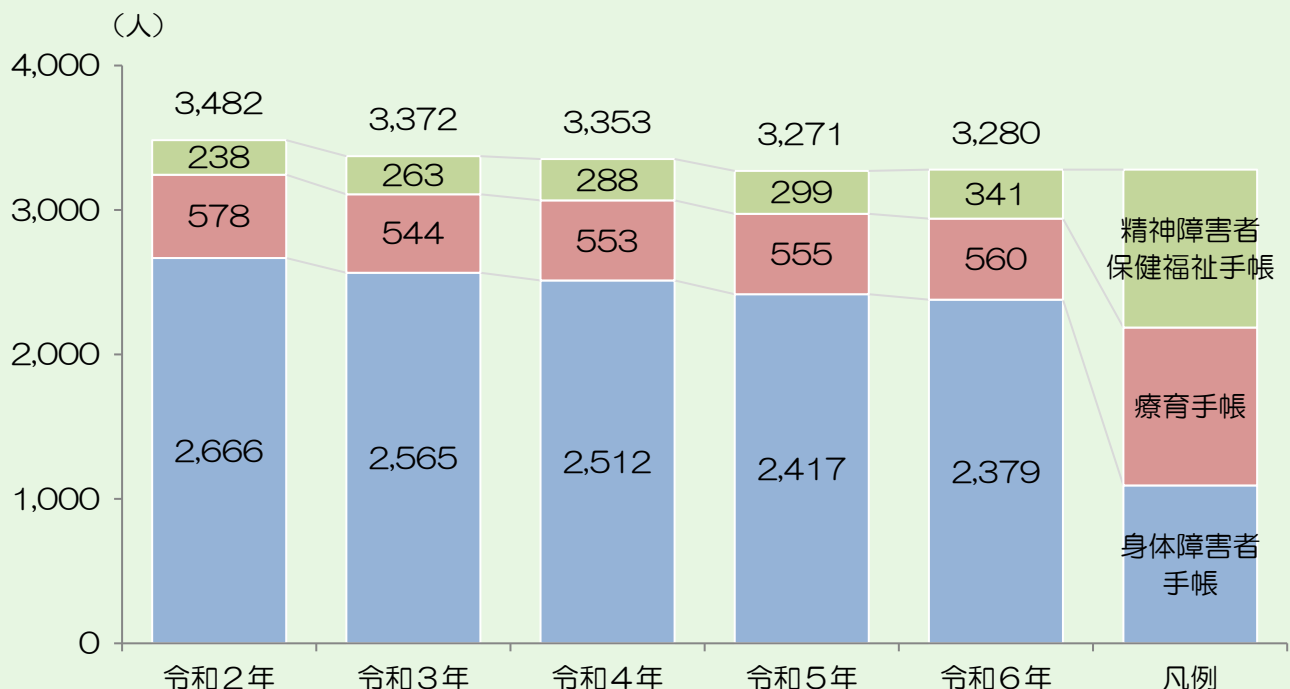
2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

II 障がいのある人の状況

本市の障害者手帳所持者数（延べ）は減少傾向が続き、令和6年4月1日時点において3,280人となっています。

手帳種別でみると、「身体障害者手帳」は減少傾向で推移している一方、「精神障害者保健福祉手帳」は増加傾向で推移しています。



Ⅲ 計画の基本的な考え方

1 基本理念

認めあい、支えあう、
優しさあふれるふれあいのまち 小林

本市に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するため、「認めあい、支えあう、優しさあふれるふれあいのまち 小林」を第4期計画から引き続き、本計画の基本理念とします。

2 SDGsとの関係について

SDGsとは、平成27年9月に国連サミットにおいて全会一致で採択された、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、17のゴールと169のターゲットから構成されています。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、本市が目指す共生社会の実現と密接に関係するものであり、障がい者施策の推進がSDGsの達成に向けて必要不可欠なものとなっています。

SDGsの17のゴールのうち、障がい者施策との関連が特に深いと考えられるもの



IV 施策の展開

1 啓発・広報

広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、市民の障がいや障がい者に対する理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた人権・福祉教育を推進します。

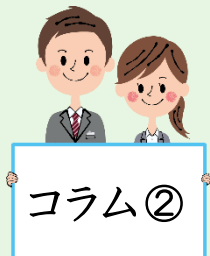


※小林市民の障がい者への理解について

障がいのある人などを対象にしたアンケート調査では、「小林市民の障がい者への理解」について、約45%の人が「理解が進んでいない又は不十分」と感じています。

2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
また、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者への虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。



※障がいによる不当な扱い等について

障がいのある人などを対象にしたアンケート調査では、「障がいがあることで不当な扱い等を受けた経験」について、「ある」と回答した人の割合が2割を超えています。

障がい者団体へのインタビュー調査からは、不当な扱い等を受けるケースは以前と比べて減っている状況が伺えますが、引き続き、障がいを理由とする差別の解消を推進していくことが求められています。



※「障害者差別解消法」について

障害者差別解消法は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指すため、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的に制定された法律です。

この法律においては、事業者や行政機関における「不当な差別的取扱いの禁止」及び「合理的配慮の提供義務」が定められています。

3 教育・育成

障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢や能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる仕組み（インクルーシブ教育システム）の構築を目指し、障がいのある子どもの保育・教育の充実を図ります。



※障がいのある子どもの数について

障がいのある子どもの数は、障がいに対する保護者の理解が進んだことや家族の気づきにより、増加傾向で推移しています。

・18歳未満の障害者手帳所持者数（延べ）

130 人	➡	158 人
（令和元年）	約 1.2 倍	（令和6年）

・特別支援学級の児童生徒数

99 人	➡	125 人
（令和元年）	約 1.3 倍	（令和5年）

・特別支援学校の児童生徒数（市外在住者を含む）

51 人	➡	80 人
（令和元年）	約 1.6 倍	（令和5年）



4 雇用・就労、経済的自立の支援

障がい者が、地域で自立した生活を送るための基盤として、就労は重要であり、働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現するため、雇用・就労支援を推進します。

また、障がい者やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図り、経済的自立の支援を行います。



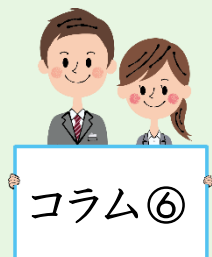
※障がい者の就労のために必要なことについて

障がいのある人などを対象にしたアンケート調査では、「障がい者の就労のために必要なこと」について、「雇用主や同僚の理解」と考えている人の割合が最も高くなっています。



5 生活支援

障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、一人一人の障がい者のニーズ・実態に応じた相談支援体制及び障がい福祉サービス等の量的・質的充実、社会参加の促進等を推進します。



※「にしもろ基幹相談支援センター」について

「基幹相談支援センター」とは、障がいのある人やその家族が、住み慣れた地域で安心して生活できるように、各種相談や情報提供、関係機関との連携等、総合的な支援を行う機関であり、小林市では、「にしもろ基幹相談支援センター」をえびの市・高原町との共同で設置しています。

障がい等に関する様々な相談を受け付けていますので、遠慮なくご相談ください。

● にしもろ基幹相談支援センター

小林市堤108-1 八幡原市民総合センター内

電話番号：0984-22-2373

FAX番号：0984-22-2358

ホームページ：n-kikansoudan.net

メール：info@n-kikansoudan.net



6 保健・医療

乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病予防を図るとともに、疾病を早期に発見して適切な治療を行うなど、障がい者がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

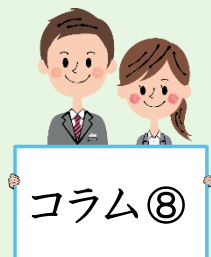


※療育について

「療育」とは、障がいのある子どもの発達を促し、自立して生活できるように援助することを指し、早期に適切な医療的リハビリテーションや指導訓練等を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上につながるとされています。そのため、より早期の段階で療育が必要な子どもを発見し、療育につなげていくことが求められています。

7 生活環境

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、住宅の確保・住環境の改善を図るとともに、障がい者が安心して生活できる公共施設等のバリアフリー化を推進します。



※外出時の困りごとについて

障がいのある人などを対象にしたアンケート調査では、「困りごとを抱える18歳以上の障がいのある人」のうち、約半数が「外出に関することで困っている」と回答しています。

外出時の具体的な困りごととしては、

「自分ひとりで外出できない」「道路に段差が多い」「一般車両が車いす使用者用駐車スペースに駐車していて使用できない」といった回答が多くなっており、外出支援や道路等のバリアフリー化といった行政による支援だけでなく、市民のみなさんの理解と配慮も求められています。



8 情報・コミュニケーション

障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報通信における情報アクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上、情報提供の充実、コミュニケーション支援の充実等を推進します。



※ヘルプマーク・ヘルプカードについて

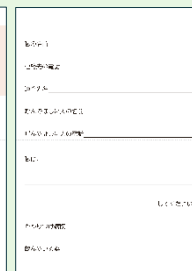
「ヘルプマーク」は、外見から分からない障がいや難病を有している人が身につけることで、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助が得やすくなるよう作成されたものです。身につけている方を見かけたら、電車・バスで席を譲る、必要に応じて支援を行うといった配慮をお願いします。

「ヘルプカード」は、障がいのある人や高齢者、妊産婦等が必要とする支援内容や緊急連絡先をあらかじめ記入しておき、困った時に周囲に自分の状況への理解や支援を求めるために携帯しておくものです。

・ ヘルプマーク



・ ヘルプカード



9 防災・防犯等

障がい者が地域社会において、安全に安心して生活することができるよう、防災・防犯対策や消費者被害からの防止対策等を推進します。



※災害時の避難について

障がいのある人などを対象にしたアンケート調査では、「災害時に避難ができる（周辺の人の支援を得ることができる場合も含む）」と思う」と回答した割合は約6割にとどまっています。

近年、大規模災害が全国的に発生する中、災害時に全ての方が確実に避難することができる体制の確立が求められています。

10 行政サービス等における配慮

障がい者に対し、適切な配慮を提供できるよう、職員等に対する障がい者への理解促進を図ります。

また、障がい者が選挙権等を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。



※「合理的配慮の提供」について

コラム③にあるとおり、障害者差別解消法には、「合理的配慮の提供義務」について定められており、令和6年4月、事業者による配慮の提供が「努力義務」から「義務」に引き上げられました。（行政機関は従来より「義務」）合理的配慮とは、「障がいのある人から何らかの対応を必要としているとの意思が示されたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること」とされており、提供にあたっては、「前例がない」「特別扱いはできない」「もし何かあったら」といったことに縛られず、障がいの特性やそれぞれの場面・状況に応じた判断を行うことが求められています。

第5期小林市障がい者計画（概要版）

小林市 健康福祉部 福祉課

〒886-8501 宮崎県小林市細野 300 番地

TEL：0984-23-0111 FAX：0984-23-4934

令和7年3月作成